

政令 第二百五十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額の特例）

第五条 平成二十三年度に限り、第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千九百円」とあるのは、「二万四千七百円」とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第二条第三項に規定する指定法人に対する市町村又は水害予防組合の掛金について、改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条第一項及び第二項並びに第十二条の規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成二十三年度については、基金又は指定法人に対する同年度の掛金の額（以下「特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第五条の規定の適用がないものとした場合における第四条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「特例適用前掛金額」という。）については同年度の四月末日、特例適用後掛金額から特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金（以下「追加掛金額」という。）については同年度の十二月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは「同年度の四月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「同年度の十月末日」と、同条第二項中「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成二十三年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは

「特例適用前掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）、追加掛金額については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、新令第十二条中「市町村の廃置分合」とあるのは「平成二十三年度において市町村の廃置分合」と、「当該廃置分合の日の属する年度の」とあるのは「同年度の」と、「第四条第一項及び第三項」とあるのは「附則第五条の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定及び同条第三項」と、「当該廃置分合の日の属する年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、「控除した額を、」とあるのは「控除した額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第五条の規定の適用がないものとして算定した場合における金額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額」

という。)については」と、「当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人」とあるのは「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額から未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額については当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人が定める期日までに、当該基金又は指定法人」とする。